

発議第3号

特別委員会（史跡地活用調査研究特別委員会）の設置について

太宰府市議会会議規則第13条第2項の規定により、別案のとおり提出する。

令和5年12月19日

太宰府市議会 議長 門田 直樹 様

提出者 議会運営委員会

委員長 長谷川 公 成

理 由

本市の総面積の16%を占める史跡地の活用に関する調査研究を行うため。

特別委員会（史跡地活用調査研究特別委員会）の設置について

下記のとおり特別委員会を設置する。

記

- | | | |
|---|------|-------------------------|
| 1 | 名 称 | 史跡地活用調査研究特別委員会 |
| 2 | 設置目的 | 本市の史跡地活用のあり方の調査、研究を行うこと |
| 3 | 付議事件 | 本市の史跡地の活用に関する件 |
| 4 | 構 成 | 8人をもって構成する |
| 5 | 経 費 | 予算の範囲内 |
| 6 | 設置期間 | 付議事件の審査終了まで |